貸金業の業務に関する組織図（例）　　　　A

（会社組織の場合）

|  |
| --- |
| 貸金業務の代表又は役員　**「法令遵守に係る基本方針の策定」** |

|  |
| --- |
| ①「顧客情報の管理」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（責任者　例　福岡一郎） |

|  |
| --- |
| ②「外部委託先の監督」　　　　 　（責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ③「適切な取引時確認」　　　　 　（責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ④「疑わしい取引の届出」　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑤「苦情対応」　　　　　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑥「不祥事事件の届出」　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑦｢禁止行為｣　　　　　　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑧「勧誘及び契約締結時の説明」　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑨「過剰貸付けの禁止」　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑩「不適切な広告」　　　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑪「書面の交付」　　　　　　　　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑫「帳簿の備付け及び閲覧、謄写　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑬「取立行為の規制」　　　　　 　（責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑭「債権譲渡」　　　　　　　　 　（責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑮「貸金業務取扱主任者の役割」　 （責任者　○○　○○） |

|  |
| --- |
| ⑯「監査体制の整備」　　　　 　（責任者　○○　○○） |

※　ここでいう「組織図」とは、法令を遵守するために必要とされる体制図のことをいいます。

※　責任者とは、代表者もしくは役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者のことをいいます。

貸金業の業務に関する組織図（例）　　　　B

（代表者１名にて経営し、代表者が貸金業務取扱主任者を兼務している場合）

私は、貸金業を営むにあたり、法令等を遵守した社内規則を作成の上、的確に遂行いたします。

（遵守する事項）

・顧客情報の管理　　　　　・外部委託先の監督　　　　　　・適切な取引時確認

・疑わしい取引の届出　　　・苦情対応　　　　　　　　　　・不祥事事件の届出

・禁止行為　　　　　　　　・勧誘及び契約締結時の説明　　・過剰貸付けの禁止

・不適切な広告　　　　　　・書面の交付 　 ・取立行為の規制

・帳簿の備付け　　　　　　・帳簿の閲覧、謄写 ・債権譲渡

・監査体制 　　　　　　　 ・貸金業務取扱主任者の役割

代表者の住所　福岡市博多区東公園○○－○○

代表者の氏名　福岡　一郎

商　　　　号　○○商事

※　ここでいう「組織図」とは、法令を遵守するために必要とされる体制のことをいいます。

貸金業の業務に関する組織図（例）　　　　　C

（個人経営で貸金業を営んでおり、本店及び支店を設置している場合）

私は、貸金業を営むにあたり、法令等を遵守した社内規則を作成の上、的確に遂行いたします。

なお、法令等を遵守した業務を遂行するため、各支店には以下の貸金業務取扱主任者を配置します。

（遵守する事項）

・顧客情報の管理　　　　　・外部委託先の監督　　　　　　・適切な取引時確認

・疑わしい取引の届出　　　・苦情対応　　　　　　　　　　・不祥事事件の届出

・禁止行為　　　　　　　　・勧誘及び契約締結時の説明　　・過剰貸付けの禁止

・不適切な広告　　　　　　・書面の交付 　 ・取立行為の規制

・帳簿の備付け　　　　　　・帳簿の閲覧、謄写 ・債権譲渡

・監査体制 　　　　　　　 ・貸金業務取扱主任者の役割

代表者の住所　福岡市博多区東公園○○－○○

代表者の氏名　福岡　一郎

商　　　　号　○○商事

貸金業務取扱主任者　　福岡　二郎

貸金業務取扱主任者　　福岡　三郎

※　ここでいう「組織図」とは、法令を遵守するために必要とされる体制のことをいいます。